

平成25年6月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年6月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成25年6月7日 午前9時3分宣告

開 議 平成25年6月7日 午前9時3分宣告（第1日）

応召議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 6番 中村 卓司

出席議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 6番 中村 卓司

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教育次長	岩本 敏彦
副町長	西森 勝仁	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。

13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

平成25年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成25年 6月 7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長挨拶並びに行政報告
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第1号 平成24年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成24年度佐川町病院事業特別会計予算繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 平成24年度佐川町病院事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
- 日程第10 議案第50号 平成25年度佐川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第51号 平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第52号 平成25年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 13 議案第 53 号 平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 14 議案第 54 号 平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 日程第 15 議案第 55 号 平成 25 年度佐川町病院事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 日程第 16 議案第 56 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償
に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 57 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定に
ついて
- 日程第 18 議案第 58 号 佐川町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第 19 議案第 59 号 旧浜口家住宅の設置及び管理に関する条例の制定につ
いて
- 日程第 20 議案第 60 号 佐川町立保育所を仁淀川町住民の使用に供させること
について
- 日程第 21 議案第 61 号 字の区域及び名称の変更について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 25 年 6 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は、13 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、6 番中村議員より欠席の申し出がっております。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、13 番徳弘初男君、14 番藤原健祐君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（藤原健祐君）

おはようございます。6 月定例会の会期及び運営につきまして、6 月 3 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 6 月 7 日を開会日とし、報告、議案の上程、説明までとします。8 日土曜日、9 日日曜日は休会とします。10 日月曜日は、一般質問を行います。11 日火曜日は一般質問と常任委員会審査報告を行います。12 日水曜日は休会とし、各常任委員会を行います。13 日木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、6 月 7 日から 13 日までの 7 日間に決定をいたしましたので、報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 6 月 13 日までの 7 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 13 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

3 月定例会後の重立ったものについて報告します。

この時期は、各種団体の総会や行事が大変多くありましたので、その重立ったものを報告します。

3月15日、町内各中学校から卒業式の御案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ分担して出席をしました。

3月22日、町内各小学校から卒業式の御案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ分担して出席をしました。

3月28日、佐川町長寿大学終了式がかわせみで行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

同日、平成24年第1回日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、報告1件、承認1件、予算案2件、条例案24件であり、いずれも原案どおり決定されました。平成25年度一般会計予算の総額は、1億3,540万3,000円とするものです。予算の主なもの、小学校の屋根、外壁改修工事や中学校のグラウンド照明改修工事等です。

4月2日、尾川地区緊急ヘリコプター離着陸場落成式が行われ、皆さんと出席しました。

4月18日、高北病院定礎式が行われ、出席しました。

4月25日、平成25年度佐川町長寿大学入学式がかわせみで行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

4月26日、産業厚生常任委員会が所管事務調査として、完成した高北病院新館の所管事務調査を実施しました。

4月28日、平成25年度佐川町部落長会総会並びに第1回町政行政報告会がかわせみにおいて開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

5月1日、総務文教常任委員会が所管事務調査として、かいな小富士団地の販売状況、仁淀川町名野川山の町有林の管理状況等について現地調査を実施しました。

5月10日、第31回佐川町赤十字奉仕団総会がかわせみで行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

5月15日、高幡町村議会議長会定期総会が黒潮町で開催され、事務局とで出席しました。提出されました議案は、平成24年度一般会計決算の認定、平成25年度の事業計画、一般会計予算でありました。いずれの議案も原案どおり決定されました。本年度の議員研修は8月30日、中土佐町で、親睦体育大会は11月8日、大月町で開催されます。

5月20日、道路整備促進既成同盟会高知県地方協議会総会及び道路整備促進高知県大会が城西館で開催され、町長と出席しました。

5月26日、天皇皇后両陛下御臨席のもと、「とっとり花回廊」を会場に開催されました第64回全国植樹祭に御招待をいただき、町長とともに出席しました。

5月28日から2日間、東京のメルパルクホールにおいて、第38回町村議会議長・副議長研修会が開催され、副議長と事務局とで出席しました。研修会は、北海道鹿追町ほか、3町の議長からの町村議会活性化事例発表、今後の町村議会のあり方と題したシンポジウム及び町村議会に期待する政治経済の展望、歴史に見るリーダーの条件の3題について講演を受け、大変有意義な研修でありました。

5月30日、高吾北地区地域安全協会総会が大正軒で開催され、出席しました。

6月2日、牧野富太郎ふるさと館及び浜口邸落成式典及び祝賀会が開催され、皆さんと出席いたしました。

6月3日、高吾北広域町村事務組合第2回定例会が招集され、出席しました。提出されました議案は、売買契約の締結についての2件と監査委員の選任についての1件の合計3件でありました。

売買契約は、清掃センター指定ごみ袋を687万2,250円で、高知市の関株式会社から購入する契約と、災害対応特殊消防ポンプ自動車を2,730万円で有限会社共栄防災設備から購入する契約で、原案どおり決定されました。

また、監査委員の選任についても、原案どおり西山毅氏が選任されました。

議会活性化の取り組みとして、5月2日を皮切りに、町内5地区で議会懇談会を開催し、住民の皆さんから議会に対しての御意見を聞かせていただきました。今後、御意見を集約し、議会活動に生かしていきたいと考えています。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、町長挨拶並びに行政報告を行います。

町長（榎並谷哲夫君）

皆さん、おはようございます。本日は、議員の皆様のお出席をいただき、平成25年6月佐川町議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

最初に、例年のとおりになりましたが、ことしも6月初から国

の新採職員の研修生が、環境省から林さん、そして内閣府から中村さん、文科省から谷本さん、この3名の研修の皆さんが、この週初めに佐川町に来町されまして、短い期間ではございましたけども、町の職員と、そしてまた町民の方々と接触されまして、短い期間の間ですけども、隅々まで見ていただきました。また、町の実情も理解いただいたというに思っております。きょう、1週間の研修を終えて、東京のほうに帰る予定でございますけども、きょうは、3人の方が傍聴に来ていただいておりますので、御紹介を申し上げたいと思います。

それでは、まず初めに、当町の特別名誉町民でございました小原友徳さん、行年98歳でございましたけども、去る5月17日に御逝去され、5月19日に地元の天竜寺において葬儀がしめやかにとり行われました。告別式には、北見市長を初め多くの方が参列され、当町からは西森副町長が出席をし、弔辞を述べてまいりました。

顧みますと、昭和61年から、北の大地常呂町と佐川町との姉妹提携に尽力され、昭和63年11月には、盟約調印が行われました。以来、児童生徒の交流や物産交流などにも尽力され、また、これらのために、数回にわたり多額の御寄付もいただいております。氏の安らかな御冥福を、お祈りをいたします。

さて、本県出身の作家有川浩さんが原作者である映画「県庁おもてなし課」が、5月11日に全国で一斉公開されました。マスコミの報道では、観客動員数、興行収入ともに記録的な数値となり、大変好評であると伺っております。

佐川町におきましても、5月25日に、桜座で3回上映しましたところ、合計で580人以上の方々にごらんをいただいたと報告を受けております。

また、公開に先立ち、高知県庁に復元されたロケセットには、ゴールデンウィーク期間中、6,000人以上の観光客の方々が訪れたそうでございます。映画の中では、高知の色彩豊かな大自然がふんだんに盛り込まれており、主演の堀北真希さんが、「撮影の中で仁淀ブルーがとてもきれいで、大変印象的だった」とコメントしているそうです。

これを機に、高知県が、また仁淀川が、大いに全国にアピールされ、たくさんの観光客の方々が高知に、そして仁淀川流域に訪れていただくことを期待をしております。

佐川町におきましても、6月2日に、町内の観光拠点となる上町で、旧浜口家住宅と牧野富太郎ふるさと館の落成記念式典をとり行いました。旧浜口家住宅には、観光協会の事務所を置く準備も進めておりますので、高知県に、また仁淀川流域に訪れていただいた観光客の方々に、佐川町にまで足を運んでいただけるよう、取り組みを一層進めてまいります。

続きまして、行政報告を行います。3月定例会後の重立ったものについて御報告申し上げますが、先ほど議長の諸般の報告と重複する部分がありますけれども、お許しを願いたいと思います。

まず初めに、3月22日、日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席いたしました。提出されました議案は、報告1件、承認1件、予算案2件、条例案が24件ありまして、いずれの議案も原案どおり決定をされました。

平成25年度の当初予算額は、1億3,540万3,000円で、24年度の当初予算額と比較しますと、2,483万2,000円の減となっております。この主な要因は、教育委員会事務局及び放課後児童クラブ施設の建設が完成したことによるものでございます。

4月1日、固定資産税の納税通知書を発送いたしました。件数にしまして7,100件、調定額は4億4,316万3,300円です。昨年度に比べ、29件の増ですが、72万8,600円の減となっております。この要因は、償却資産取得価格の減価により下落したものでございます。

4月2日、尾川地区の公園内に完成した緊急ヘリコプター離着陸場において、落成式典を行いました。式典には、地元住民や消防関係者ら約80名の御参加をいただき、運行の安全をお願いいたしました。

尾川地区は、主要県道が川沿いの県道しかなく、南海地震でその県道が被災した場合、住民の孤立が特に想定される地域であるため、県防災ヘリの臨時離着陸場として、町内で初めて整備したものでございます。

また、ヘリポートの場所は、高吾北消防署からの交通アクセスもよいため、救急搬送におけるドクターヘリの拠点としても広く有効活用が期待されております。

なお、町内のほかの地区でも、大規模災害で集落が孤立する可能性があるため、今後ヘリポートの候補地や優先順位を検討しつつ、

順次整備を進めてまいります。

4月5日、高知自治会館で開催されました仁淀川地区町村会通常総会に出席をいたしました。会議では、平成25年度の事業計画や予算案について審議され、いずれの議案も原案どおり決定をされております。

4月18日、高北国保病院の定礎式を、関係者の御臨席を賜り、とり行いました。

4月28日、健康福祉センターにおいて、平成25年度佐川町部落長会総会並びに町政報告会を開催をいたしました。総会では、永年、部落長を務めておられました土本鋼さんを初め、7名の方々に感謝状をお贈りするとともに、引き続き行いました町政報告会では、25年度の予算概要などについて説明をし、町政についての御理解と協力をお願いをいたしましたところでございます。

また、佐川町部落長会は、佐川町自治会長会に名称が変更されました。

5月8日、第26回全国健康福祉祭こうち大会、いわゆるねりんピックよさこい高知2013年佐川町実行委員会の第2回総会を開催をいたしました。総会では、昨年10月14日に開催されたウォークラリー交流大会リハーサル大会での状況や、本年10月に行われる本大会での高知県代表チームの選考について報告がございました。

本大会まで4カ月余りと迫り、より一層大会のピーアールに力を注ぐとともに県外から来られる選手団の歓迎に努めてまいり存でございます。

5月9日、軽自動車税の納税通知書を発送いたしました。件数にいたしまして、9,225件、調定額は4,295万9,000円で、昨年より約4万円の増でございます。

5月26日、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、「とっとり花回廊」を会場に開催されました第64回全国植樹祭に御招待いただき、議長とともに出席をいたしました。

この植樹祭は、毎年春期に国土緑化推進機構と開催県の共催により行われておる行事でありまして、式典には、全国から約5,000人が出席し、豊かな国土の基盤である森林や緑に対する理解を深めたところでございます。

6月2日、牧野富太郎ふるさと館及び浜口邸落成式典を開催をい

たしました。餅投げには多くの方の御来場をいただき、また浜口邸を会場に行った落成祝賀会には、牧野博士の御子孫である牧野^{かずおき}一淳氏や浜口家関係の御家族、国土交通省四国地方整備局の常法建政部長や岩城高知県副知事など、町内外から 100 人を超える方々の御臨席をいただき、盛大に行うことができました。

浜口邸には、観光協会の事務局を置き、歴史まちづくりの核施設として展開を図っていく予定でありますので、このたびの落成式典には大きな宣伝効果が期待できる情報発信になったと考えております。

6月3日、本年度住民税の普通徴収及び年金特別徴収の納税通知書を発送いたしました。給与特別徴収と合わせて5,781件、町民税の賦課決定額4億2,585万7,500円でございます。昨年より24件、1,088万8,200円の減となっております。

同日、高吾北広域町村事務組合議会、第2回定例会が招集され、出席をいたしました。提出されました議案は、高吾北清掃センター指定ごみ袋及び災害対応特殊消防ポンプ自動車の売買契約の締結についての議案と監査委員の選任同意案でありまして、いずれの議案も原案どおり決定をされました。監査委員には、佐川町の西山毅氏が選任をされております。

そのほか、この時期には、各地区の老人クラブ総会を初め、商工会などさまざまな団体の総会が開催され、御挨拶を申し上げてまいりました。また、お集まりの皆様方とともに懇談をし、御意見を伺ってまいったところでございます。

引き続きまして、今回提出します議案について御説明を申し上げます。

議案は、報告が4件、平成25年度一般会計補正予算など予算案が6件、条例案が4件、その他の議案が2件でございます。

このうち、一般会計補正予算につきまして、主な内容を御説明をいたします。

まず、補正予算関係でございますが、平成25年度補正予算は、一般会計において1,990万4,000円の追加計上をしており、補正後の予算総額は、65億1,656万7,000円となっております。

主な補正内容は、私立保育所運営補助事業に540万円。牧野公園ぼんぼり購入費に260万円。牧野富太郎ふるさと館展示用レプリカ

作成費に 181 万 7,000 円。放課後子ども教室事業に 92 万 2,000 円などでございます。

そのほか、4月の人事異動に伴う職員人件費の組み替えを行っております。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計が 179 万 6,000 円の減額。介護保険特別会計が 418 万 2,000 円の増額。後期高齢者医療特別会計が 74 万 1,000 円の増額。いずれも人事異動に伴う人件費の補正となっております。

以上をもちまして行政報告並びに議案につきましての概要説明といたします。なにとぞ、慎重なる審議をいただき、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

以上で、町長挨拶並びに行政報告を終わります。

日程第5、陳情について、を議題にします。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号1、総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、報告第1号、平成24年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、から、日程第9、専決処分の報告について、まで以上4件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（榎並谷哲夫君）

それでは、報告について、御説明を申し上げます。

報告第1号、平成24年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の繰越明許費に係る経費として総額4億5,947万4,000円を翌年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第146条第2項に基づき報告するものでございます。

報告第2号、平成24年度佐川町病院事業特別会計予算繰越計算書につきましては、昨年度議決をいただきました医療機械器具等整備事業について、4億5,891万1,435円を、また新病院特別医療消耗備品等整備事業について、2,801万7,629円を、それぞれ翌年度に繰り越したことを地方公営企業法第26条第3項に基づき報告するものでございます。

報告第3号、平成24年度佐川町病院事業特別会計継続費繰越計

算書につきましては、病院耐震化事業に係る平成 24 年度の予算残額 2,069 万 2,587 円を翌年度に繰り越したことを地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項に基づき報告するものでございます。

報告第 4 号、専決処分報告につきましては、街並み環境整備事業、浜口邸改修工事の変更契約の締結を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 1 日に専決処分をいたしましたので報告をします。変更額は、196 万 1,400 円の増額で、主な増額の原因は、外構整備工事の追加施工であります。

報告は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（永田耕朗君）

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 10、議案第 50 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）から、日程第 21、議案第 61 号、字の区域及び名称の変更について、まで以上 12 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

それでは、議案について御説明を申し上げます。

議案第 50 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,990 万 4,000 円を追加補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 65 億 1,656 万 7,000 円とするものでございます。

議案第 51 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 179 万 6,000 円を減額し、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 5,229 万 7,000 円とするものでございます。

議案第 52 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 418 万 2,000 円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 5,500 万 9,000 円とするものでございます。

議案第 53 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 74 万 1,000

円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,023 万 9,000 円とするものでございます。

議案第 54 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、平成 25 年 4 月 1 日付人事異動に伴う関係予算の補正を行うもので、収益的収入の当初予算額 1 億 6,297 万 8,000 円を 21 万 7,000 円増額し、1 億 6,319 万 5,000 円とし、収益的支出の当初予算額 1 億 4,864 万 1,000 円を 470 万 1,000 円増額し、1 億 5,342 万 2,000 円に、それぞれ補正をするものでございます。

議案第 55 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、病院事業運営に係る収益的収支の補正及び債務負担行為の設定を行うものでございます。収益的収支では、病院事業費用を 321 万 9,000 円増額し、支出総額を 19 億 8,691 万 9,000 円とするものでございます。債務負担行為は、カーテンの賃借について設定するものでございます。

議案第 56 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、佐川町子ども・子育て会議設置条例の設置に伴い、当会議委員を追加するものでございます。

議案第 57 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、社団法人化の予定のさかわ観光協会への職員派遣に伴い、必要となる公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく条例整備でございます。

議案第 58 号、佐川町子ども・子育て会議設置条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、佐川町子ども・子育て会議を設置するとともに、同会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第 59 号、旧浜口家住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、この条例は、上町地区にある旧浜口家住宅の設置及び管理に関するもので、実施する事業内容、指定管理に関する規定、利用時間及び利用料金等について定めるものでございます。

議案第 60 号、佐川町立保育所を仁淀川町住民の使用に供させることにつきましては、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 61 号、字の区域及び名称の変更につきましては、平成 24 年度に調査をいたしました乙と永野の各一部において、2 筆が、別

字に混在や飛び地となっており、土地の管理・利用等で不便なため変更するものでございます。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございますが、なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

総務課長（岡林護君）

おはようございます。私からは、議案第 50 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、その詳細を説明をさせていただきます。

一般補正予算書の、まず 8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思えます。ここには、歳入を示しております、まず、11 款分担金及び負担金の 1 目民生費負担金、1 節児童福祉費負担金、これは広域入所、他市町村分受入分 211 万 5,000 円とあります。これは、仁淀川町から黒岩保育所への幼児の受け入れに伴います負担金であります。

それから、その下の 1 節総務管理費負担金、派遣職員負担金 1,684 万 3,000 円。これは、県との人事交流、それから人づくり広域連合への派遣、それから債権管理機構への派遣職員の人件費分に伴います負担金であります。

次、14 款県支出金の 2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費補助金の高知県保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 1,015 万円。これは、町内 5 つの私立保育園にかかわるものでございます。

それから、19 款諸収入、2 目雑入、コミュニティ助成事業補助金 250 万円。これは、ぼんぼり、牧野公園のぼんぼり、テントの購入に伴います補助金であります。

続きまして、次、10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思えます。

ここからは歳出です。なお、今回につきましては、4 月の人事異動に伴います人件費の補正が多くありますが、その分の説明は省略をさせていただきます。

まず、2 款総務費で、2 目広報広聴費、11 節需用費、印刷製本費が 312 万 1,000 円の増額。その下の 13 節委託料、広報等作成配布委託料が△の 312 万 1,000 円。これは同額の、それぞれ増減であります、これにつきましては監査委員から御指摘がありまして、議会広報のほうはですね、この 11 節のほうで対応しているんですが、

この町広報のほうが、今まで委託料で対応している。ちょっとここにはちょっと矛盾があるのではないかということで、今回、印刷製本費のほうに組みかえをしております。

それから4目企画費の12節役務費、広告料31万5,000円。これはファイティングドッグス試合会場に掲げます横断幕の広告料に当たります。それからその下の13節委託料、土佐の昔話作成委託料50万円。これは、北見市との姉妹都市提携25周年に伴います土佐の昔話の制作委託料です。それから18節備品購入費260万円。これはですね、先ほども言いましたが、牧野公園のぼんぼりとか、それからテントの購入の費用でございます。

それから、飛びますが、14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費の2目老人福祉費、19節負担金・補助及び交付金、ねんりんピック大会事業負担金38万円です。これは、ねんりんピックの高知県実行委員会の補助金交付要綱の補助対象外となる経費でありまして、参加者への記念品とか入賞者の商品に充てるということになっております。それからその下の28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金74万1,000円は、これは職員給与分です。それから同じく、その下の8目介護保険特別会計繰出金の418万2,000円、これも同じく職員給与分の繰り出しであります。

続いて、16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

上から2行目の19節負担金・補助及び交付金、私立保育所運営補助金が、△の400万。そして保育士等処遇改善臨時特例事業補助金940万円。これは、保育士の人材確保対策として県が、安心子ども基金を利用して民間保育所へ交付する補助金でありまして、100%の補助です。町内5園の私立保育園に交付をいたします。この実施によりまして、当初は町単費で計上していましたが、補助金が今回全額つくということで、行われるということで一般財源を400万円減額するものであります。

それから次、4款の衛生費。1目保健衛生総務費の13節委託料、母乳相談委託料24万5,000円。これは母乳相談料1,000円の半額500円を補助する母乳相談補助券を上限30枚で発行しておりますが、30回を超えて相談が必要な場合に、再申請により相談が受けられるようにするための予算措置であります。

次、18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。

5 款農林水産業費、3 目の農業振興費、19 節負担金・補助及び交付金。JA コスモス農作業受委託事業負担金 80 万円。これは、この事業によりますコンバインの購入の、佐川町の負担金であります。ちなみに、日高村は 120 万円負担。JA は 400 万負担ということになっています。

次、20 ページ、21 ページをごらんください。

6 款商工費です。19 節負担金・補助及び交付金、観光協会補助金 28 万 8,000 円。これは、観光協会への職員派遣に伴います事務費の負担分です。

次、22 ページ、23 ページをごらんください。

9 款教育費、3 目放課後児童対策費の 7 節賃金、臨時職賃金 92 万 2,000 円と。これは斗賀野小学校の放課後子ども教室で、登録児童数の増加と、それから、常時付き添わなくてはならない情緒障害の児童が入ってきたことに伴いまして、職員 1 名の増員が必要となったための予算措置です。

次、1 目の社会教育総務費の 11 節需用費、印刷製本費 20 万円。これ、従来、成人式は桜座が担当しておりましたので、文化会館費のほうに、この成人式の費用は計上しておりましたけど、今回、次の回からですね、教育委員会事務局が担当するということになりましたので、その変更ということで予算の組み替えであります。なお、これは、次の 25 ページのですね、11 節需用費が、同じく同額が 50 万円減額になっています。その組み替えであります。

それから 6 目文化振興費の 13 節委託料、パネル制作委託料 13 万 2,000 円。レプリカ制作委託料 168 万 5,000 円。これは、牧野富太郎ふるさと館には、牧野家からの寄贈品を主に展示をいたしておりますが、湿度とか温度の調整の関係で、貴重な資料が劣化する恐れがあるということで、紙物を中心にレプリカを制作するという費用です。

それで、後ろの資料のですね、これはページ数をふっておりませんが、後ろの資料の給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

給与費明細書。まず特別職ですが、若干の変更は、比較のところをごらんいただいたら、共済費が、長等で 8,000 円。それからその他の特別職で 5,000 円の増額。合計 1 万 3,000 円ですが、これは共済負担金の率の変更に伴うものです。

それからその次のページの一般職の比較のところだけごらんい

ただきたいと思いますが、給与費で言えば、給料が△の 518 万 1,000 円。職員手当が 56 万 3,000 円。計で△の 461 万 8,000 円。それから共済費が△の 62 万 4,000 円。合計で△の 524 万 2,000 円。これは、給料、それから職員手当ともですね、職員の異動による減と増であります。

それ以後の資料につきましては、変更、ほとんどございませんので、お目を通しておいていただきたいと思います。以上でございます。

町民課長（横山覚君）

おはようございます。それでは、私からは、議案第 51 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴います国保担当職員の給与費等の確定による補正でございます。179 万 6,000 円の減額補正を行っております。

それでは、補正予算書の事項別明細書 8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入です。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 節職員給与費等繰入金につきましては、職員給与費の確定に伴いまして 179 万 6,000 円の減額補正を行っております。

続きまして、10 ページ、11 ページをお開きください。

上の表です。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、給料、職員手当、共済費の各節に、それぞれ補正を行いまして、344 万 8,000 円の減額補正となっております。

下の表です。1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴収費につきましても、給料、職員手当、共済費の各節に、それぞれ補正を行いまして、165 万 2,000 円の増額補正を行っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

健康福祉課長（下川芳樹君）

私のほうからは、議案第 52 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、不足部分を御説明申し上げます。

ページ 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出部分、第 1 款総務費、一般管理費から第 3 款地域支援事業、総務費までにつきましては、4 月の人事異動に伴う給与等の確定による補正でございます。

歳入につきましては、これらによる一般会計からの繰入金でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

町民課長（横山覚君）

それでは、続きまして私から、議案第 53 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴います後期高齢者担当職員の給与費の確定による補正でございます。74万 1,000円の増額補正となっております。

補正予算書の事項別明細書 8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入でございます。3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目職員給与費等繰入金、1 節職員給与費等繰入金につきまして、職員給与費の確定に伴いまして、74万 1,000円の増額補正を行っております。

続きまして、10 ページ、11 ページをお開きください。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の給料、職員手当、共済費の各節におきまして、それぞれ補正を行いまして、74万 1,000円の増額補正を行っております。以上でございます。よろしく願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。私のほうからは、議案第 54 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算につきまして、詳細説明をさせていただきます。

10 ページのほう、ごらんください。それと、お手元のほうに議案第 54 号関係の参考資料もお配りしてございます。

10 ページのほう、ごらんいただきますと、収益的収入のほうで、今回の補正予算 21 万 7,000 円を補正するものでございます。それにつきましては、一般会計からの繰り入れでございます。そもそも今回の補正は、申し遅れましたが、4月の人事異動によるものでございまして、参考資料のほうに、補正前、当初予算でございますが、級別職員数 4 人の内訳をお示ししておりますが、それが、人事異動によりまして、補正後、級別職員になっております 4 名でございます。それに伴いまして補正するものでございます。

収入の補正 21 万 7,000 円につきましては、参考資料の 2 の収益的収入のほうに、具体的内容の内訳をお示ししておるところでござ

います。それから収益支出のほうでございますが、総計費 478 万 1,000 円の補正でございます。

これにつきましては、給料等ございまして、その詳細につきましては、参考資料のほうに、給与費、給与費の内訳、それとその中の手当に関する内訳、さらには厚生福利費につきましても補正額を、それぞれお示ししております。合計しまして 478 万 1,000 円を、収益的支出として補正するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

私からは、議案第 55 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の 7 ページをごらんください。

病院事業特別会計予算事項別明細書により御説明をいたします。このたびの補正は、病院事業の運営に係る収益的収支の支出につきまして、補正を行うものであります。内容は、1 款病院事業費用を 321 万 9,000 円増額し、支出総額を 19 億 8,691 万 9,000 円とするものです。

その内訳としましては、1 項の医業費用分として、現在改修工事中の建物に配置をされますリハビリテーション部門などのカーテンの賃借料、また、近々解体撤去をいたします旧病院本館にありますエアコンのフロンガスの処理費、あるいはトランスの検査料などの経費が 196 万 3,000 円。3 項の介護老人保健施設費用分としまして、事務用の消耗備品、カーテンの賃借料などの経費が 125 万 6,000 円。合計 321 万 9,000 円の補正を行うものでございます。

1 ページへ戻っていただきまして、第 3 条債務負担行為の追加でございます。

平成 25 年度当初予算では、新病院のカーテンの賃借につきましても債務負担行為を設定しておりますが、これに追加いたしまして、先ほど御説明をいたしましたカーテンの賃借について、来年度以降、平成 29 年度までの 4 年間、年額 45 万 6,000 円を限度とする債務負担行為を設定するものでございます。

4 ページに、本件の債務負担行為に関する調書を掲載しておりますので、また、ごらんいただきたいと思います。以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

議案第 56 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正につて、御説明を申し上げます。

これは、後ほど説明があろうかと思いますが、子ども・子育て会議設置条例の制定に伴いまして、当該会議委員の報酬を加えるものであります。下のほうと、あとそれから新旧対照表がお手元にあろうかと思いますが、それをごらんいただきたいと思います。新しいほう、左側の新しいほうで、一番下に、子ども・子育て会議委員がつけ加えております。

なお、この条例は、公布の日から施行するということになっております。

続きまして、議案第 57 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

これは、先ほど町長の提案説明にもありましたが、さかわ観光協会へ職員を派遣すると。それに当たりまして、こうした条例の根拠が必要になるということで制定するものであります。

まず、この趣旨、第 1 条が趣旨であります。これは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づきまして、職員の派遣等に関し必要な事項を定める、ということになっております。

第 2 条が職員の派遣ですが、これは、取り決めの相手方というのは団体、そして派遣職員の範囲について定めたものであります。

続きまして第 3 条、派遣職員の職務への復帰のことについてですが、派遣職員が職務に復帰する場合についての定めが、ここに定めております。

それから第 4 条、派遣職員の給与です。これは、給料とか扶養手当、通勤手当、管理職手当、住居手当、期末手当、及び勤勉手当、これについては、それぞれ 100 分の 100 以内を町のほうから支給するということができるという定めであります。

あと、第 5 条から 6 条、7 条は、派遣職員が復帰した際に、給与や退職手当が他の職員との均衡を失ないように調整することができる旨を定めたものであります。

それから次が、第 8 条。これは地方公営企業職員を派遣する場合の給与のついでですが、地方公営企業職員を派遣した際に、給与を町から支給できる旨を定めたものであります。

次、第 9 条の報告です。任命権者は、派遣職員の派遣先団体にお

ける処遇の状況、職員派遣後、職務に復帰した職員の処遇の状況を町長に報告しなければならないということになっております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ということです。以上です。

健康福祉課長（下川芳樹君）

私のほうからは、議案第 58 号、佐川町子ども・子育て会議設置条例につきまして御説明を申し上げます。

この条例は、平成 24 年 8 月に成立いたしました子ども・子育て関連 3 法の趣旨にのっとり、保護者が、子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の機関として、佐川町子ども・子育て会議を設置するとともに、同条第 3 項の規定により会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な条例の内容といたしましては、第 1 条において、条例規定の目的を。第 2 条においては、組織の委員定数。第 3 条では、委員となる者の資格を。第 4 条では、委員の任期を。第 5 条から第 6 条までは、組織の運営などを定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。この条例の施行後、最初に委嘱された委員の任期については、第 4 条の規定に関わらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

以上、審議のほど、よろしく願いをいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第 59 号、旧浜口家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、これにつきまして補足説明をさせていただきます。

議案をごらんください。

第 2 条の設置の目的でございますが、歴史的風致維持向上計画の重点地区に認定されています上町周辺地区の風致維持向上、及び佐川町の観光推進に資するためと定めてございます。

また、第 4 条につきましては、事業の内容について定めておるところでございますが、旧浜口家住宅の一般公開、観光推進事業、貸部屋及び体験宿泊事業、また、前 3 号に掲げるもののほか、第 2 条の目的を達成するために必要な事業ということで、旧浜口家住宅は、上町地区周辺を中心に位置することから、御案内のとおり町観光の

総合窓口としての機能を持たせ、観光客の利便性に向上するように、さかわ観光協会事務所、休憩スペース、展示スペース、体験宿泊スペースといったものを設置するようにしております。

また同時に、建物自体の価値も高いことから、観光客及び一般の方々に、いつでも見ていただける体制を整備いたしたいと考えてございます。

この中で、体験宿泊施設。これは、歴まち計画で位置づけられておるものでございますが、町屋方式による運営形態を考えております。町屋方式とは、京都や奈良などで文化的価値の高い建物を活用した宿泊方式で、宿泊客を一晩等の短期の賃貸契約を結び、建物の一部を貸し出し、宿泊体験をしていただくものでございます。

第5条から第7条のほうには、指定管理についての規定を定めてございます。指定管理につきましては、10月から法人化後のさかわ観光協会を予定しており、このことによりまして、佐川文庫庫舎、移築を予定の名教館、牧野公園等も有効活用しながら、包括的な観光事業が展開できるというふうに考えてございます。

また、8条からは、施設利用についての規定を定めてございます。休館日及び利用時間は、近隣施設の青山文庫、牧野富太郎ふるさと館等に合わせまして、月曜日休館の午前9時から午後5時までを開館と定め、利用料金につきましては宿泊スペースである、これは床の間のあるところと廊下を隔てた部屋でございますが、8畳が二間ございます。一間につき、非営利の場合は500円、営利の場合を1,000円、これは1時間当たりでございますが、また厨房、簡易調理室がございますが、そこにつきましても同様な額で設定をしております。

附則、施行の期日、1、この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の規定は、公布の日から施行する。2、準備行為、指定管理者の指定に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

健康福祉課長（下川芳樹君）

議案第60号、佐川町立保育所を仁淀川町住民の使用に供させることについて、の提案を御説明申し上げます。

この件につきましては、仁淀川町の住民が佐川町の公の施設、こ

これは町の町立保育所になるわけなんです、を利用するに当たり、地方自治法第 244 条の 3 の 2 項による普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該地の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。並びに同条の 3 の 3 項にある「この協議については関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」との定めにより、本定例会へ提案するものでございます。

協議に係る協定書の内容につきましては、第 1 条に協定の目的を。第 2 条に使用する施設の名称及び位置。第 3 条に保育所の業務管理。第 4 条に施設の使用法。第 5 条に保育料の徴収。第 6 条に経費負担。第 7 条に請求及び支払い期限。第 8 条には、協定の期間を定めております。今回の協定の期間は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までを予定しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

国土調査課長（氏原敏男君）

おはようございます。私のほうからは、議案第 61 号、字の区域及び名称の変更について、補足説明をさせていただきます。

それではですね、参考資料の議案第 61 号関係をお開きください。最初にはですね、佐川町地図の中に、今回の 2 カ所の箇所的位置図を示してございます。2 枚目以下をお開きください。裏面になってございます。

1 つ目は、字庵ノ谷西から字高野道山に字名を変更するもので、図面中、桃色で塗った箇所が今回の対象の地番の、字庵ノ谷西乙 5662 番地の箇所でございます。周辺を見回してみますと、字の名称を緑色で記載しておりまして、この庵ノ谷西という字名の地番は、周辺にはこの 1 カ所だけしかございません。そして、この高野道山に字名を変更するものでございます。

続きまして、その字東谷についてでございます。図面中、東谷 147 番地の地番がですね、飛び地となっております。調査の結果、猿ヶ嶽の箇所の中にこの土地がございます。ということで、字名を猿ヶ嶽に変更して土地の管理等で今現在不便となっておりますものを解消するものでございます。

以上です。よろしくお願いをいたします。

議長（永田耕朗君）

これで、議案第 50 号から議案第 61 号までの提案理由の説明を終

わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議を 10 日の午前 9 時とします。

散会 午前 10 時 11 分

